

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月10日

【会社名】 株式会社ネットマーケティング

【英訳名】 Net Marketing, Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮本 邦久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

【電話番号】 03 - 6408 - 6896（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 管理本部管掌 長野 貴浩

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

【電話番号】 03 - 6408 - 6896（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 管理本部管掌 長野 貴浩

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|---------------------|--------------|
| 募集金額 | |
| ブックビルディング方式による募集 | 247,520,000円 |
| 売出金額 | |
| (引受人の買取引受による売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 741,200,000円 |
| (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 156,960,000円 |

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額ではありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集280,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年3月9日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し824,000株(引受人の買取引受による売出し680,000株・オーバーアロットメントによる売出し144,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

3. ロックアップについて

4. 親引け先への販売について

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|-----------------|---|
| 普通株式 | 280,000 (注) 2 . | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 . 平成29年2月24日開催の取締役会決議によっております。
2 . 発行数については、平成29年3月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4 . 上記とは別に、平成29年2月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 280,000 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 . 平成29年2月24日開催の取締役会決議によっております。
2 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3 . 上記とは別に、平成29年2月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2 . の全文削除及び3 . 4 . の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成29年3月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年3月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 280,000 | 240,380,000 | 130,088,000 |
| 計(総発行株式) | 280,000 | 240,380,000 | 130,088,000 |

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月24日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は282,800,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年3月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年3月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(884円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 280,000 | 247,520,000 | 140,392,000 |
| 計(総発行株式) | 280,000 | 247,520,000 | 140,392,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月24日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(1,040円～1,140円)の平均価格(1,090円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は305,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行 価格 (円) | 引受 価額 (円) | 払込 金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 2 . | 未定 (注) 3 . | 100 | 自 平成29年 3月23日(木) 至 平成29年 3月28日(火) | 未定 (注) 4 . | 平成29年 3月30日(木) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年 3月 9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年 3月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年 3月 9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年 3月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成29年 2月24日開催の取締役会において、平成29年 3月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第 1項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成29年 3月31日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成29年 3月13日から平成29年 3月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

| 発行 価格 (円) | 引受 価額 (円) | 払込 金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--|------------------|-----------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 884 | 未定 (注) 3 . | 100 | 自 平成29年 3 月23日(木) 至 平成29年 3 月28日(火) | 未定 (注) 4 . | 平成29年 3 月30日(木) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,040円以上1,140円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(884円)及び平成29年3月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成29年2月24日開催の取締役会において、平成29年3月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成29年3月31日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み先立ち、平成29年3月13日から平成29年3月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(884円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|------------|-----------------|--------------|--|
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | | 280,000 | |

- (注) 1. 引受株式数は、平成29年3月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月21日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|------------|-----------------|--------------|--|
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 280,000 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | | 280,000 | |

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月21日)に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 260,176,000 | 6,000,000 | 254,176,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 280,784,000 | 6,000,000 | 274,784,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,040円~1,140円)の平均価格(1,090円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額254,176千円及び「1. 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限133,804千円については、ソフトウェア等への設備投資資金、優秀な人材の獲得及び育成資金、事業拡大に伴うオフィス移転費用等に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

メディア事業において当社が運営するFacebookを活用した恋愛マッチングサービス「Omiai」のソフトウェア開発等の設備投資資金として150,000千円（平成29年6月期50,000千円、平成30年6月期50,000千円、平成31年6月期50,000千円）を充当予定であります。会員数を増加させるため、「Omiai」のソフトウェア改修を行い、ユーザビリティ及びシステム効率を向上させることを目的としております。

今後の広告事業及びメディア事業拡大のため、優秀な人材の獲得と継続的な育成を目的とした採用教育費として40,000千円（平成30年6月期20,000千円、平成31年6月期20,000千円）を充当予定であります。

事業拡大に伴う人員増加に対応するための本社オフィス移転にかかる保証金および建物付属設備等の設備投資資金として197,980千円（平成30年6月期197,980千円）を充当予定であります。

なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

メディア事業における各サービスの内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

(訂正後)

上記の手取概算額274,784千円及び「1. 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限144,403千円については、ソフトウェア等への設備投資資金、優秀な人材の獲得及び育成資金、事業拡大に伴うオフィス移転費用等に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

メディア事業において当社が運営するFacebookを活用した恋愛マッチングサービス「Omiai」のソフトウェア開発等の設備投資資金として150,000千円（平成29年6月期50,000千円、平成30年6月期50,000千円、平成31年6月期50,000千円）を充当予定であります。会員数を増加させるため、「Omiai」のソフトウェア改修を行い、ユーザビリティ及びシステム効率を向上させることを目的としております。

今後の広告事業及びメディア事業拡大のため、優秀な人材の獲得と継続的な育成を目的とした採用教育費として60,000千円（平成30年6月期30,000千円、平成31年6月期30,000千円）を充当予定であります。

事業拡大に伴う人員増加に対応するための本社オフィス移転にかかる保証金および建物付属設備等の設備投資資金として209,187千円（平成30年6月期209,187千円）を充当予定であります。

なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

メディア事業における各サービスの内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成29年3月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|------------|--|
| | 入札方式のうち入札による売出し | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 680,000 | 東京都中央区銀座八丁目4番17号 RIP2号R&D投資組合 660,000株 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 20,000株 |
| 計(総売出株式) | | 680,000 | 686,800,000 |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は引受人に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

| 指定する販売先(親引け先) | 株式数 | 目的 |
|------------------|----------|---------|
| ネットマーケティング従業員持株会 | 上限6,000株 | 福利厚生のため |

- なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年3月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|------------|---|
| | 入札方式のうち入札による売出し | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 680,000 | 741,200,000 |
| | | | 東京都中央区銀座八丁目4番17号 RIP2号R&D投資組合 660,000株 |
| | | | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 20,000株 |
| 計(総売出株式) | | 680,000 | 741,200,000 |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,040円～1,140円)の平均価格(1,090円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は引受人に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

| 指定する販売先(親引け先) | 株式数 | 目的 |
|------------------|----------|---------|
| ネットマーケティング従業員持株会 | 上限6,000株 | 福利厚生のため |

なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|---------------------------------------|
| | 入札方式のうち入札 による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 144,000 | 145,440,000 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 144,000株 |
| 計(総売出株式) | | 144,000 | 145,440,000 | |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|---------------------------------------|
| | 入札方式のうち入札 による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 144,000 | 156,960,000 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 144,000株 |
| 計(総売出株式) | | 144,000 | 156,960,000 | |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,040円～1,140円)の平均価格(1,090円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である宮本邦久(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 144,000株 |
| 募集株式の払込金額 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。) |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 平成29年5月9日(火) |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目3番5号 |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である宮本邦久(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月24日及び平成29年3月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式144,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 144,000株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき884円 |
| 割当価格 | 未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。) |
| 払込期日 | 平成29年5月9日(火) |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目3番5号 |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるMICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合、MICイノベーション4号投資事業有限責任組合、松嶋さえ子、投資事業組合オリックス10号、株式会社アドウェイズ、株式会社アイレップ、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合、島田大介、JAIC - ブリッジ2号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル株式会社、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、KIZUNA投資事業組合、売出人であるDBJキャピタル投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社の取締役であり貸株人である宮本邦久、当社の取締役である長野貴浩、松本英樹及び山邊圭介、宮本信代は、主幹事に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売買等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年9月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式の転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるMICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合、MICイノベーション4号投資事業有限責任組合、松嶋さえ子、投資事業組合オリックス10号、株式会社アドウェイズ、株式会社アイレップ、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合、島田大介、JAIC - ブリッジ2号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル株式会社、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、KIZUNA投資事業組合、売出人であるDBJキャピタル投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社の取締役であり貸株人である宮本邦久、当社の取締役である長野貴浩、松本英樹及び山邊圭介、宮本信代は、主幹事に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年6月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売買等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年9月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式の転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成29年9月26日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について(1) 親引け先の状況等

| | |
|------------------|---|
| a. 親引け先の概要 | ネットマーケティング従業員持株会(理事長 三村 紘司) 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10階 |
| b. 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| c. 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| d. 親引けしようとする株式の数 | 未定(「第2 売出要項」における売出株式のうち、6,000株を上限として、平成29年3月21日(売出価格等決定日)に決定される予定。) |
| e. 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| f. 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| g. 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

(2) 持株等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(平成29年3月21日)に決定される予定の「第2 売出要項」における売出株式の売
出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

現在の大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|----------------------------|--|------------------------|-----------------------------|
| 宮本 邦久 | 東京都港区 | 2,053,600 (199,500) | 28.79 (2.80) |
| 長野 貴浩 | 東京都品川区 | 1,338,500 (125,000) | 18.76 (1.75) |
| RIP 2号R&D投資組合 | 東京都中央区銀座八丁目4番17号 | 660,000 () | 9.25 () |
| MICアジアテクノロジー投資事業有 限責任組合 | 東京都港区赤坂一丁目11番28号 | 428,270 () | 6.00 () |
| MICイノベーション4号投資事業有 限責任組合 | 東京都港区赤坂一丁目11番28号 | 368,713 () | 5.17 () |
| 松嶋 さえ子 | 東京都渋谷区 | 259,000 () | 3.63 () |
| 投資事業組合オリックス10号 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号 | 237,500 () | 3.33 () |
| 株式会社アドウェイズ | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階 | 196,000 () | 2.75 () |
| 株式会社アイレップ | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 | 177,000 () | 2.48 () |
| ネットマーケティング従業員持株会 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10階 | 156,000 () | 2.19 () |
| 計 | — | 5,874,583 (324,500) | 82.35 (4.55) |

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年2月24日現在のものです。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

公募による新株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|----------------------------|--|------------------------|-----------------------------|
| 宮本 邦久 | 東京都港区 | 2,053,600 (199,500) | 27.70 (2.69) |
| 長野 貴浩 | 東京都品川区 | 1,338,500 (125,000) | 18.05 (1.69) |
| MICアジアテクノロジー投資事業有 限責任組合 | 東京都港区赤坂一丁目11番28号 | 428,270 () | 5.78 () |
| MICイノベーション4号投資事業有 限責任組合 | 東京都港区赤坂一丁目11番28号 | 368,713 () | 4.97 () |
| 松嶋 さえ子 | 東京都渋谷区 | 259,000 () | 3.49 () |
| 投資事業組合オリックス10号 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号 | 237,500 () | 3.20 () |
| 株式会社アドウェイズ | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38階 | 196,000 () | 2.64 () |
| 株式会社アイレップ | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 | 177,000 () | 2.39 () |
| ネットマーケティング従業員持株会 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 三富ビル新館10階 | 162,000 () | 2.19 () |
| MICイノベーション3号投資事業有 限責任組合 | 東京都港区赤坂一丁目11番28号 | 137,917 () | 1.86 () |
| 計 | — | 5,358,500 (324,500) | 72.27 (4.38) |

(注) 1. 親引け予定株数は上限である6,000株として算定しております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

| 項目 | 新株予約権 | 新株予約権 |
|-------------|-------|-------|
| | (省略) | |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 2 | (注) 2 |

(注) 1 . 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(省略)

4 . 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------------|---|---|
| 行使時の払込金額 | 1株につき50,000円 | 1株につき720円 |
| 行使期間 | 平成28年7月24日から 平成36年5月26日まで | 平成30年5月11日から 平成38年5月17日まで |
| | (省略) | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

5 . 退職等により従業員10名3,100株分の権利が喪失しております。

6 . 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第2回新株予約権の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

(訂正後)

| 項目 | 新株予約権 | 新株予約権 |
|-------------|-------|-------|
| | (省略) | |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 2 | (注) 2 |

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(省略)

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------------|---|---|
| 行使時の払込金額 | 1株につき50,000円 | 1株につき720円 |
| 行使期間 | 平成28年7月24日から 平成36年5月26日まで | 平成30年5月11日から 平成38年4月17日まで |
| | (省略) | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

5. 退職等により従業員10名3,100株分の権利が喪失しております。

6. 平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第2回新株予約権の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。